

熊本県部落差別の解消の 推進に関する条例

〈令和2年(2020年)6月29日施行〉

目的

第1条

この条例は、**現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)**の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、**部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。**

教育及び啓発

第5条

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、**地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。**

条例のポイントを確認しましょう

- ☒ 現在もなお部落差別が存在している。
- ☒ 情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている。
- ☒ 教職員は、部落差別の解消を推進するために、地域の実情に応じ、必要な教育及び啓発を行う。



熊本県人権啓発
キャラクター・コッコロ

部落差別(同和問題)の解決は県政の重要課題です!

部落差別について正しく理解するとともに、自らの課題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。